

2013年6月6日

各 位

会 社 名 株式会社ジュピターテレコム
代表者名 代表取締役社長 森 修一
(JASDAQ・コード4817)
問合せ先 IR部長 青山 佳弘
電 話 03-6765-8157

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記Ⅰ．1．（1）②において定義します。）の取得について2013年6月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．当社定款の一部変更

1．種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

（1）変更の理由

2013年4月11日付当社プレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による当社の株券等に対する共同公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）並びに住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及びKDDIが同数の議決権を保有するNJ株式会社（以下「NJ」といいます。また、KDDIとNJを併せて「公開買付者ら」といいます。）は、2013年2月27日から当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、2013年4月10日に終了しております。本公開買付けの結果、2013年4月17日（本公開買付けの決済開始日）をもって、KDDIは当社普通株式2,930,816株（株券等所有割合42.69%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。）。なお、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第7条第1項第1号に基づきKDDIの所有に準ずる株券等に該当するKDDIがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している当社普通株式152,904株を合算しております。）を、NJは当社普通株式553,679株（株券等所有割合8.07%）及び新株予約権1,922個（当社普通株式に換算した数1,922株）を保有するに至っております。これに、住友商事が保有する当社普通株式2,777,912株（株券等所有割合40.47%）を合算すると、住友商事及び公開買付者らの保有する当社普通株式は6,262,407株（株券等所有割合91.23%）となります。なお、「株券等所有割合」は、当社が2013年5月14日付で提出した第20期第1四半期報告書に記載された2013年3月31日現在の当社の発行済株式総数である6,947,813株から、同日現在の当社が保有する自己株式数83,168株を控除した株式数に係る議決権数である6,864,645個を分母として算出しております。

2013年2月26日付の住友商事及び公開買付者らのプレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付価格の引き上げに関するお知らせ）」及び2013年2月27日付のKDDI

及びNJの公開買付け届出書において公表されておりますとおり、住友商事及びKDDIは、当社を取り巻く事業環境に対する厳しい認識の下、当社の競争優位性を維持・向上させ、お客様に満足いただける高品質のサービスを永続的に提供することを通じて当社の持続的な成長を実現するためには、住友商事、KDDI及び当社のアライアンスを更に深化させ、当社を非公開化し住友商事とKDDIの共同経営体制にすることで両社が保有する経営資源をより積極的に投下することを可能にし、特にKDDI傘下のジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」といいます。）と当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大を含めた各種施策を一層のスピード感を持って取り進めるとともに、当社の非公開化により、上場会社として、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場を意識して、短期的な業績向上のみを目的とするのではなく、より中長期的な視点で研究開発費や設備投資費を含む経営資源を投入することで、画期的な新製品・新サービスに取り組める経営体制を築くことが極めて重要であるという認識に至ったとのことです。そして、本公開買付け及びその後の住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが、当社の発行済株式（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、住友商事とKDDIの出資比率を50%:50%として当社について対等に共同経営を行うことが最善であるという結論に至り、当社の共同運営に関して住友商事とKDDIとの間で株主間契約を締結したとのことです。

当社といたしましても、2013年2月26日付当社プレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による当社の株券等に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2013年2月26日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、当社の財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である国谷史朗氏、早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授である服部暢達氏及び株式会社ミオアンドカンパニー及びオクト・アドバイザーズ株式会社代表取締役である三尾徹氏により構成される第三者委員会の2012年10月23日付及び2013年2月25日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の両日付の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及びフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の諸条件につき、慎重に協議・検討してまいりました。

かかる協議・検討を踏まえ、当社は、本取引を実施することにより見込まれるJCNと当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大、住友商事及びKDDIの経営資源の有効活用、住友商事及びKDDIのメディア業界を含めた多様な事業領域との連携深耕等に鑑みれば、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。また、1株あたり123,000円という本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）につきましても、本株式価値算定書におけるDCF分析や類似企業分析の算定結果の上限を上回るものであり、本フェアネス・オピニオンにおいて株主にとって財務的見地から妥当であると判断されていること、当社の住友商事及びKDDIに対する公開買付け価格の価格交渉の結果、2012年10月24日に公表された当初の公開買付け価格である11万円から価格の引上げがなされていること、本答申書において、同日以降の株式市場の状況を踏まえても、本公開買付け価格は妥当である旨の答申を受けていること等に鑑みれば、本公開買付け価格は妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権についても、本新株予約権に係る買付け価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数に乗じた価格とされていることから、本新株予約権の保有者に対して合理的な新株予約権売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の点を踏まえ、当社は今般、住友商事およびKDDIからの要請も踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の承認をいただくことを条件として、住友商事、KDDI及びNJによる当社の全発行済株式保有のために必要な以下の①から③の手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式及び優先株式とは別の、下記（２）に記載の定款変更案第 10 条に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行することができる旨の定めを設けます（以下「手続①」といいます。）。
- ② 手続①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを設けます（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によってその全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合においては、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、A 種種類株式を 694,478 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けます（以下「手続②」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに手続①及び手続②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式 694,478 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、住友商事及び KDDI 以外の各株主に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります（以下「手続③」といいます。）。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て、NJ に対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主が保有していた全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格である 123,000 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件－1」は本非公開化手続のうち手続①をご提案するものであり、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である手続②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引き換えに交付する普通株式とは別の種類の株式（A 種種類株式）を発行できる旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、当社は当面優先株式を発行する予定がないことから、優先株式に関する定款の定めを削除いたします。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件－1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条（発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第 10 条に定める <u>優先株式（以下「優先株式」という）</u> を発行することができる。	第 5 条（発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第 10 条に定める <u>A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という）</u> を発行することができる。
② 当社の発行可能株式総数は、20,000,000	② 当社の発行可能株式総数は、20,000,000

0株とし、その内15,000,000株は普通株式、5,000,000株は優先株式とする。

第10条 (優先株式)

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）及び優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、金銭により剰余金の配当を行なうものとし、その内容は以下のとおりとする。

(1) 優先株式1株につき年2,500円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「優先配当金」という）を配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、第2項に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該優先中間配当金を控除した額とする。

(2) ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行なう配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額の限度で翌事業年度以降に累積する。

(3) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。

② 当社は、第36条に定める中間配当を行なうときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の二分の一を上限として、取締役会の決議で定める額の金銭（「優先中間配当金」という）を支払う。

③ 当社は、剰余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき累積未払配当金相当額及び50,000円を支払うものとする。優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記50,000円の外、剰余財産分配は行なわない。

④ 当社は、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じた日に、優先株式1株につき50,000円で優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得するときは、抽選により行なう。

0株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は15,000,000株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は15,000,000株とする。

第10条 (A種種類株式)

当社は、剰余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種剰余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種剰余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余財産分配額と同額の剰余財産の分配を受ける。

②～⑦ (削除)

<p>⑤ <u>優先株主又は優先登録株式質権者は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しないものとする。</u></p> <p>⑥ <u>法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</u></p> <p>⑦ <u>当社は、株主総会の決議によって特定の優先株主からその有する優先株式の全部又は一部を取得することができる。その場合、当該特定の優先株主以外の優先株主は、自己を売主に追加することを請求することはできない。</u></p>	
--	--

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更－2」は、本非公開化手続のうち手続②をご提案するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部を更に変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」（下記Ⅱにおいて定めます。）がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに、本種類株主総会において、「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2013年8月2日に、その効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件－1」による変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第10条の2 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付する。</u> 附則 <u>第1条 本定款第10条の2の規定は、平成25年8月2日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本条を削除するものとする。</u>

Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「I. 1 (1) 変更の理由」でご説明申し上げましたとおり、当社は、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断するに至り、本臨時株主総会及び本種類株主総会における株主の承認をいただくことを条件として、本非公開化手続を行うことといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」は、本非公開化手続のうち手続③をご提案するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款により、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、「定款一部変更の件－1」による定款変更に基づき当社が新たに発行することが可能となる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種優先株式を 694,478 分の 1 株の割合をもって交付されることとなります。なお、当該交付がなされる A 種優先株式の数は、「I. 1 (1) 変更の理由」でご説明申し上げましたとおり、住友商事及び KDDI 以外の各株主に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主に対する交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項に基づき裁判所の許可を得て NJ に対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主が保有していた全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格である 123,000 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(2013 年 8 月 1 日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引き換えに、A 種優先株式を 694,478 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

2013 年 8 月 2 日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会に一任いただく予定です。

III. 上場廃止について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件－１」、「定款一部変更の件－２」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－２」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、JASDAQ市場スタンダード（以下「JASDAQ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、2013年6月28日から同年7月29日までの間、整理銘柄に指定された後、同年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

IV. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

非公開化手続の日程の概要（予定）は次のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	2013年4月18日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	2013年5月2日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	2013年6月6日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	2013年6月28日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－１」）の効力発生日	2013年6月28日（金）
整理銘柄への指定	2013年6月28日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	2013年7月12日（金）
当社普通株式の売買最終日	2013年7月29日（月）
当社普通株式の上場廃止日	2013年7月30日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	2013年8月1日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－２」）の効力発生日	2013年8月2日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	2013年8月2日（金）

V. 支配株主との重要な取引等に関する事項

KDDIは、当社に対する議決権の40.47%（なお、KDDIがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している当社普通株式152,904株は合算しておりません。）を所有し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する実質支配力基準による親会社に該当することから、上記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。なお、住友商事も、当社に対する議決権の40.47%を所有する主要株主であり、前記のとおりKDDIとの間で当社の共同運営に関して株主間契約を締結しております。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書におきまして、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等につきましては、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得する等、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、利害関係人を除いた取締役会において慎重に審議の上で決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。

本取得におきましても、当社は、少数株主に不利益を及ぼすことがないように、次の措置を講じております。

まず、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性や利

益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、社外有識者からなる第三者委員会を設置いたしました。当該第三者委員会は、2013年2月26日付プレスリリース「3. (2) ③ 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2013年2月25日、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、(a) 本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すること、及び当社の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である、(b) 当社取締役会が、本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見を表明すること並びに本公開買付け後に住友商事及びKDDIが直接又は間接に当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益でない旨の答申を行っております。このほか、同プレスリリース「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得し、独立した法律事務所からの助言を受けたほか、本公開買付けに賛同の意見を表明するにあたっては、利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意を得ております。その他、同プレスリリース「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じております。また、当社は、上記「I. 1. (1) 変更の理由」及び「II. 1. 全部取得条項付普通株式の全てを取得することを必要とする理由」に記載いたしましたとおり、A種種類株式の売却後に株主の皆様へ交付される金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、別途定める基準日（2013年8月1日とすることを予定しております。）におきまして全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付け価格と同額である123,000円を乗じて得た額に相当する金額となるように設定することを予定しております。

さらに、本日開催の本取得を含む本非公開化手続に関する当社取締役会においては、当社取締役である佐々木新一氏、高橋誠氏及び両角寛文氏の3名については住友商事又はKDDIの代表取締役を兼任しているため、本取得について特別の利害関係を有するものとして、当該取締役会に出席しておらず、定足数にも算入されておられません。本取得に係る決議は以上の取締役を除く出席取締役全員一致によりなされています。監査役についても、当該決議に係る取締役会では、当社監査役全員が、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、監査役山口勝之氏は、本非公開化手続におけるKDDIの法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所の所属弁護士ですが、山口氏によれば、同事務所において本非公開化手続を担当する弁護士との間に情報隔離措置を講じているとのこと。

さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置につきまして、当社の支配株主等との間に利害関係のない法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の助言を受けております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本取得を含む本非公開化手続は少数株主の利益を害するものではないと判断しております。

なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に住友商事及びKDDIが直接又は間接に当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益でない旨の第三者委員会の答申書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主等との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上